

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【公開番号】特開2008-257531(P2008-257531A)
 【公開日】平成20年10月23日(2008.10.23)
 【年通号数】公開・登録公報2008-042
 【出願番号】特願2007-100000(P2007-100000)
 【国際特許分類】

G 0 5 D 1/02 (2006.01)

【F I】

G 0 5 D 1/02 S

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月4日(2009.2.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

第3発明の移動装置によれば、第1空間要素から伸びる拡張空間要素としての各線分の、第1空間要素から要素空間の境界まで連続する部分の長短により表される、物体から通行可能領域の境界までの間隔の広狭に応じて変化する一貫性のある規則にしたがって、移動装置を移動させることができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

さらに、第2処理部12は第1空間要素 Q_1 が第1接触条件を満足すると判定した場合(図3/S022 Y E S)、当該第1空間要素 Q_1 が目標経路 R_k との位置関係に関する「第2接触条件」を満たしているか否かを判定する(図2/S024)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

また、図9(a)に示されているように第1空間要素 Q_1 の進行方向を前として、第1空間要素 Q_1 から前後左右および斜めに伸びる8つの線分のそれぞれが拡張空間要素 $E Q_1 \sim E Q_8$ として設定されてもよい。さらに、当該8つの拡張空間要素 $E Q_1 \sim E Q_8$ のうち、第1空間要素 Q_1 から要素空間 Q_5 の境界まで連続する部分(図9(a)太線部分参照。)の長さが最小の拡張空間要素 $E Q_3$ が、第3空間要素 Q_3 として認識されてもよい。